

令和2年度から

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

肝付町の国民健康保険税は、平成22年度に改定して以来、据え置いてきましたが、加入保険者数の減少や医療費の増加などから近年赤字が続いているため、令和2年度で保険税を改定することになりました。

加入者の皆さんにご負担いただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎0994(65)8414

■ 資産割を廃止します

町の保険税はこれまで、所得割（前年の所得に応じた計算）、資産割（固定資産税額に応じた計算）、均等割（被保険者一人あたり）、平等割（1世帯あたり）で構成される4方式でした。

鹿児島県の国民健康保険運営方針において、県内の全市町村に対して4方式から3方式に統一する算定方針を立てています。

肝付町においても、今回の税率改正にあわせて4方式から3方式に変更します。

■ 令和2年度からの新しい税率について

下記の表が税率改定前と改定後の表になります。

資産割は廃止となり、4方式から3方式に課税方法が変わります。

区分（対象者）		医療保険分 （国保に加入するすべての方）		後期高齢者支援金分 （国保に加入するすべての方）		介護納付金分 （国保に加入する 40歳以上65歳未満の方）	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	6.80%	8.50%	3.50%	据置き	2.30%	据置き
資産割	固定資産税 に対して	25.00%	廃止	12.00%	廃止	7.00%	廃止
均等割	加入者1人 当たり	17,000円	22,000円	8,000円	9,000円	8,500円	据置き
平等割	1世帯 当たり	17,500円	21,000円	7,500円	8,000円	6,500円	8,000円
課税限度額		610,000円	630,000円	190,000円	据置き	160,000円	170,000円